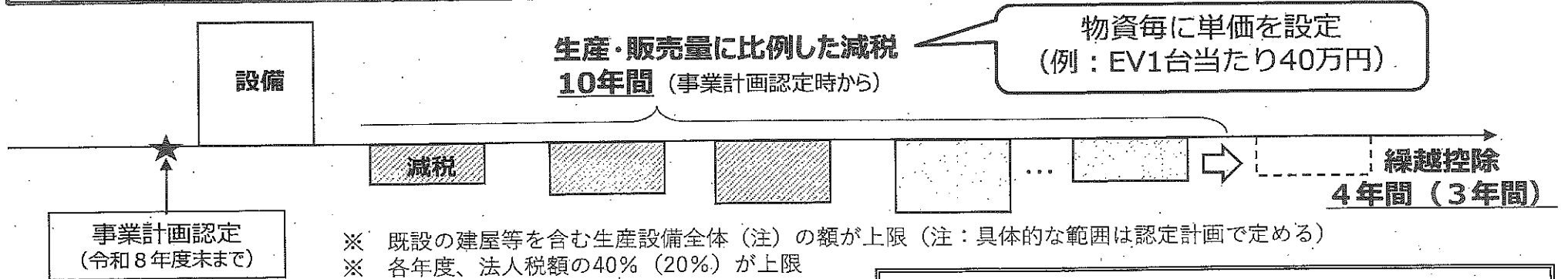


# 戦略分野国内生産促進税制（案）

・ 民間として事業採算性に乗りにくい、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となるGX・DX・経済安全保障の戦略分野における国内投資を促進するため、生産・販売量に応じて減税を行う戦略分野国内生産促進税制を創設。



## <対象物資・控除額>

物資	単位あたり控除額 <sup>※2</sup>	
EV等・蓄電池 <sup>※1</sup>	EV	40万円/1台
	FCV	40万円/1台
	軽EV・PHEV	20万円/1台
グリーンスチール	2万円/1トン	
グリーンケミカル	5万円/1トン	
SAF	30円/1リットル	
半導体 マイコン、アナログ (パワー含む)	1.6万円/1枚 等	

GX関連の物資については、GX移行債の発行収入 (エネ特) の一般会計繰入により減収額を補填。  
 → これにより、既存の税制と大きく異なる規模・期間等の措置を実現。

## 減税措置の実効性を高める措置

以下①～③の要件全てに該当する場合、当該年度について税額控除を適用しない (繰越控除除く)。

- ① 所得金額: 対前年度比で増加
- ② 継続雇用者給与等支給総額: 対前年度増加率1%未満
- ③ 国内設備投資額: 当期の減価償却費の4割以下

※1 蓄電池に対する直接の措置は講じない (EVの中で対応)。  
 ※2 競争力強化が見込まれる後半年度においては、控除額を段階的に引き下げる (8年目: 75%、9年目: 50%、10年目: 25%)。  
 ※3 半導体以外の物資は、GX移行債の発行収入の一般会計繰入により減収額を補填。

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	GX分野等の成長分野における戦略物資を生産・販売した場合の税額控除新設の検討（戦略物資生産基盤税制）		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中長期的な経済成長を牽引するGX分野を中心に、DXや経済安保等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産基盤を強化するとともに、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。以下同じ。）は、政策目的（“世界に伍して競争できる投資支援パッケージ”の一環として、中長期的な経済成長を牽引するGX分野を中心に、DXや経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産等に対し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産・販売活動に応じた税額控除措置を講じることで、これら戦略物資の生産コストを押し下げ、企業の収益性を高めるとともに、国内生産基盤を強化することによって、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。以下同じ。）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 租税特別措置の適用を受けられる物資の範囲や適用数等を精査中のため、現時点で具体的に記載できていないが、制度措置を踏まえ、評価分析期間中に本税制の適用を受けて実施された設備投資額、生産・販売の増加額、それらの経済効果（雇用の増加等）等の適切な指標を参照しながら、本租税特別措置の政策評価を行う予定である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在、調整中のため、具体的な数字を定めることが困難</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在、調整中のため、具体的な数字を定めることが困難</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (1) のとおり、今後、具体的な達成目標を設定した上で、本租税特別措置の効果を適切に分析する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 今回の政策目的は、GX、DX、経済安保等の戦略分野において、経済効果や自律性確保の観点から特段に国として支援が不可欠な物資について、国内の投資・生産の拡大を促すこと。生産のための設備投資に対する補助金や税制等の措置は、設備投資自体を促進することは可能であるが、実際にその設備を用いた物資の生産の増加（既存設備の稼働率・生産性の向上及び新規需要の開拓を含む）自体に直接的なインセンティブを与えるものではない。一方、企業が投資・生産・販売の拡大に成功してはじめて税額控除を提供する措置は、上記政策目的を直接的に達成しやすい。また、直近年度での投資開始がある程度見込まれるものに対する措置が念頭となっている補助金等とは異なり、租税特別措置については、適用期間を長期に設定することにより、将来見通しの不確実性等から投資判断に時間を要するものについては、企業にとっての中長期での予見可能性を確保することで、投資判断を促すことができる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、(1)達成目標が設定されておらず、(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注) 下線は階猛事務所にて記入

# 国民政治協会に2000万円超の 献金をした企業・団体

※色塗りの社名等は、「戦略分野国内生産促進税制」の対象物資の主な生産業者と販売業者およびこれらが加盟する業界団体

※単位は万円

1	日本自動車工業会	7800
2	日本電機工業会	7700
3	日本鉄鋼連盟	6000
4	住友化学 石油連盟 トヨタ自動車	5000
7	キャノン 不動産協会	4000
9	日産自動車	3700
10	日立製作所 野村ホールディングス	3500
12	三菱重工業	3300
13	大和証券グループ本社	3200
14	東レ プレハブ建築協会	3000
16	パナソニックホールディングス	2850
17	伊藤忠商事 住友商事 丸紅 三井物産 三菱商事	2800
22	日本製鉄	2700
23	ゼンショーホールディングス ホンダ	2500
25	日本鋳業協会	2100

(出典) 毎日新聞2023年11月25日8面

出典資料をもとに長妻昭事務所で作成

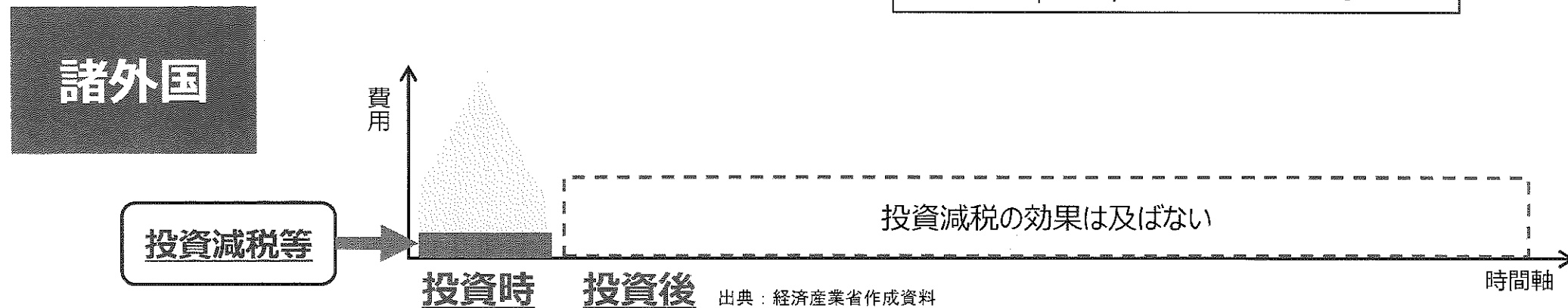
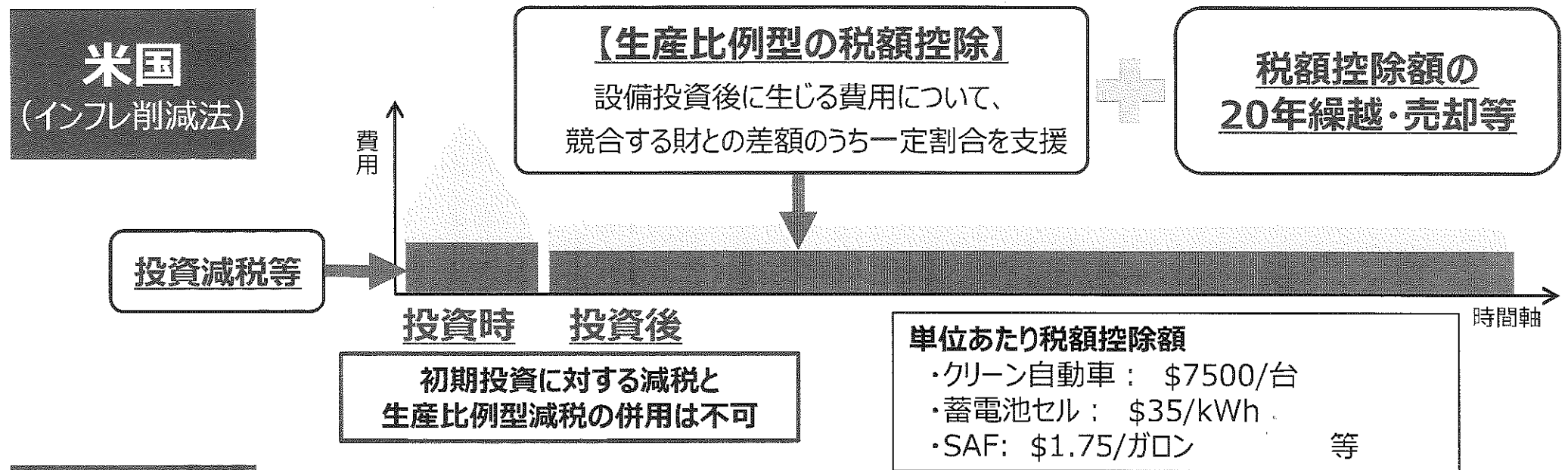
※2022年分の企業・団体献金

(パネル写し)

出典：令和6年2月6日 衆議院 予算委員会 長妻昭衆議院議員使用のパネル・配布 資料を階猛事務所にて加工  
令和6年2月27日(火) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 階猛(立憲民主党)

# 【参考】米国インフレ削減法の支援策

- 米国のインフレ削減法では、設備投資時における当該投資額に対する減税（税額控除）との選択制という形で、投資後の生産量に応じた税額控除も措置。
- さらに、税額控除額の20年繰越・売却による現金化も認められ、将来の税務上の損益見通しが難しい法人にも投資インセンティブを付与。



出典：経済産業省作成資料  
令和6年2月27日（火）衆議院 予算委員会第七分科会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

